

(令和7年3月末時点)

大阪府広域緊急交通路 路線別要安全確認計画記載建築物集計表

【大阪府が所管行政庁となる区域】 (報告期限が令和4年9月30日までの建築物)

【単位：棟】

路線名称		構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性 ※2			未報告	計
		I	II	III		
①	国道1号	0	0	0	0	0
②	国道2号	0	0	0	0	0
③	国道25号	0	0	4	0	4
④	国道26号	3	0	0	0	3
⑤	国道43号	0	0	0	0	0
⑥	国道163号	0	0	0	0	0
⑦	国道170号	0	0	0	0	0
⑧	国道171号	0	0	0	0	0
⑨	国道176号	0	0	0	0	0
⑩	国道308号	0	0	0	0	0
⑪	国道310号	2	1	1	0	4
⑫	国道371号	1	0	1	0	2
⑬	国道423号	0	0	0	0	0
⑭	大阪高槻京都線（府道14号）	0	0	0	0	0
⑮	大阪池田線（府道10号）	0	0	0	0	0
⑯	京都守口線（府道13号）	0	0	0	0	0
⑰	大阪生駒線（府道8号）	3	3	4	0	10
⑱	大阪市道築港深江線（中央大通）	0	0	0	0	0
⑲	大阪中央環状線（府道2号）	0	0	1	0	1
⑳	大阪和泉泉南線（府道30号）	0	0	0	0	0
㉑	大阪市道福島桜島線（北港通）	0	0	0	0	0
計		9	4	11	0	24

※1 要緊急安全確認大規模建築物との重複物件。

※2 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。